

10年保存
機密性 2
令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基発 0326 第 6 号
令和 6 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「メリット制事務処理手引」の一部改定について

労災保険のメリット制に係る事務処理については、令和5年9月4日付け基発0904第1号「労働基準行政システム（メリットシステム）の一部機能の改修及び「メリット制事務処理手引」の一部改定について」におけるメリット制事務処理手引により取り扱ってきたところであるが、今般、別添のとおり一部改定したので、当該事務処理に遺漏なきを期されたい。

メリット制事務処理手引

令和6年3月改定版

厚生労働省労働基準局

目 次

I 基本的事項の説明	1-1
1 メリット制の目的.....	1-2
(1) メリット制の目的.....	1-2
(2) 継続・有期メリット制事務処理について.....	1-2
2 労働基準行政システム（メリット業務）の概要.....	1-3
(1) システムの目的.....	1-3
(2) システムの概要.....	1-3
3 端末装置の用語.....	1-4
4 基本的用語.....	1-5
(1) 労働保険番号.....	1-5
(2) キャンセル.....	1-5
(3) リアル処理及びバッチ処理.....	1-5
5 台帳.....	1-6
(1) 台帳の種類.....	1-6
6 入出力帳票一覧.....	1-7
(1) 入力帳票一覧.....	1-7
(2) 出力帳票一覧.....	1-7
7 運用管理.....	1-8
(1) 帳票入力・検索時間.....	1-8
(2) ブザーの短鳴動.....	1-8
II 継続事業のメリット制	2-1
1 継続事業のメリット制.....	2-2
(1) 概要.....	2-2
(2) 適用の対象となる事業.....	2-3
イ 事業の継続性.....	2-3
ロ 事業の規模.....	2-3
(3) メリット収支率.....	2-3
(4) メリット増減率.....	2-4
(5) メリット労災保険率.....	2-4
(6) メリット計算の端数処理.....	2-5

2	継続事業のメリット制に係る事務処理	2-6
(1)	事務処理の概要	2-6
(2)	概要	2-7
	イ 継続メリットマスタの作成	2-7
	ロ 継続メリット制新規・取消リストの審査確認	2-7
	ハ 訂正データリスト（継続メリット制）の確認	2-8
	ニ 継続メリット制適用事業場名簿の審査確認	2-8
	ホ 労災保険率決定通知書の作成	2-8
	ヘ 継続メリット制算定基礎報告書の入力	2-8
	ト 労働保険適用徴収システムとの関連	2-9
(3)	事業分割に係る事務処理	2-10
	イ 事業分割届甲票及び乙票の受理	2-10
	ロ 回送された事業分割届乙票の受理	2-10
	ハ 継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力	2-10
	ニ 事業分割届乙票の確認印	2-10
(4)	特例メリット制	2-11
	イ 安全衛生措置実施等の確認	2-11
	ロ 労災保険率特例適用申告書の受付	2-11
	ハ 特例メリット台帳への登記	2-11
	ニ 労災保険率特例適用申告書のOCR入力	2-11
(5)	各種様式	2-12
	イ 継続メリット制適用対象新規・取消リスト	2-12
	ロ 訂正データリスト（継続メリット制）	2-16
	ハ 継続メリット制適用事業場名簿	2-19
	ニ 継続メリット制算定基礎報告書	2-25
	ホ 労災保険率決定通知書	2-40
	ヘ 事業分割届	2-43
3	継続事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い	2-45
(1)	継続メリット制適用の規模要件	2-45
	イ 労働者数の算定方法	2-45
	ロ 最低労働者数の考え方	2-45
	ハ 第一種特別加入者の取扱い	2-46
(2)	メリット収支率	2-46
	イ 分母の額	2-46

ロ	分子の額	2-46
ハ	特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金	2-49
ニ	特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金	2-52
ホ	複数事業労働者に係る保険給付等	2-53
ヘ	第三者行為災害に係る給付等	2-55
ト	その他のメリット収支率に算入しない給付等	2-55
(3)	メリット収支率算定基礎の変更	2-55
イ	過誤払が判明した場合	2-55
ロ	労働保険番号の適用誤り、業通区分の入力誤り、 特定疾病コードの付与誤りが判明した場合	2-55
ハ	労災かくしが判明した場合	2-57
ニ	既に算定されたメリット収支率の訂正	2-57
(4)	事業の単位等に係る特殊な取扱い	2-57
イ	継続事業の一括	2-57
ロ	業種区分の改定等に伴う継続事業の一括の取消し	2-60
ハ	事業の分割	2-61
ニ	事業の合併	2-65
ホ	合算事業	2-67
ヘ	事業の種類の変更	2-67
ト	事業の移転	2-68
チ	事業の廃止	2-68
(5)	石綿による疾病に係る保険給付等	2-69
Ⅲ	一括有期事業のメリット制	3-1
1	一括有期事業のメリット制	3-2
(1)	概要	3-2
(2)	適用の対象となる事業	3-2
イ	事業の継続性	3-2
ロ	事業の規模	3-2
(3)	メリット収支率	3-2
(4)	メリット増減率	3-2
(5)	メリット労災保険率	3-3
(6)	事務処理の留意点	3-3
(7)	平成30年4月から令和3年1月までの間に労災保険の保険関係が成立した 「水力発電施設、ずい道等新設事業」である一括有期事業について	3-3

IV 有期事業のメリット制	4-1
1 有期事業のメリット制.....	4-2
(1) 概要.....	4-2
(2) 適用の対象となる事業.....	4-2
イ 建設の事業.....	4-2
ロ 立木の伐採の事業.....	4-3
(3) メリット収支率.....	4-3
(4) メリット増減率.....	4-3
(5) 改定確定保険料額.....	4-3
(6) メリット計算の端数処理.....	4-4
2 有期事業のメリット制に係る事務処理.....	4-5
(1) 事務処理の概要図.....	4-5
(2) 概要.....	4-6
イ 「有期メリット識別コード」の入力.....	4-6
ロ 有期メリット識別コードの付与基準（目安）.....	4-6
ハ 有期メリット制適用事業の確定.....	4-7
(3) 各種様式.....	4-10
イ 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿.....	4-10
ロ 改定確定保険料決定通知書.....	4-14
ハ 訂正データリスト（有期メリット制）.....	4-17
ニ 有期メリット制変更報告書.....	4-20
3 有期事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い.....	4-24
(1) メリット収支率算定期間等.....	4-24
(2) メリット制の適用要件.....	4-25
(3) 一事業で種類の異なる工事がある場合.....	4-25
(4) 確定保険料又は保険給付等の額等に変更があった場合.....	4-26
(5) 平成30年4月から令和3年1月までの間に労災保険の保険関係が成立した 「水力発電施設、ずい道等新設事業」である単独有期事業について.....	4-27
V 特例メリット制	5-1
1 特例メリット制.....	5-2
(1) 概要.....	5-2
(2) 適用の対象となる事業.....	5-2
(3) 特例メリット制の適用期間.....	5-3
(4) 特例メリット労災保険率.....	5-3

イ	メリット収支率.....	5-3
ロ	特例メリット増減率.....	5-3
2	特例メリット制に係る事務処理.....	5-5
(1)	事務処理の概要図.....	5-5
イ	「快適職場推進計画による措置」の場合.....	5-5
ロ	「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」の場合.....	5-6
(2)	概要.....	5-7
イ	安全衛生措置実施等の確認.....	5-7
ロ	労災保険率特例適用申告書の受付.....	5-8
ハ	イ及びロの書類が同時に提出された場合.....	5-10
ニ	労災保険率特例適用申告書の機械処理.....	5-11
ホ	労災保険率特例適用申告書入力・変更事業場名簿の審査確認.....	5-12
ヘ	労災保険率特例適用申告事業場名簿の審査確認.....	5-12
(3)	各種様式.....	5-13
イ	安全衛生措置実施等確認申請書.....	5-13
ロ	職場環境改善着手申出書.....	5-17
ハ	計画届免除認定証.....	5-18
ニ	労災保険率特例適用申告書.....	5-19
ホ	労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿.....	5-23
ヘ	労災保険率特例申告事業場名簿.....	5-26
3	特例メリット制の特殊な場合の取扱い等.....	5-28
(1)	継続事業の一括が認可されている事業において講じられた安全衛生措置.....	5-28
(2)	継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置（特例メリット制の適用 の申告を行う場合は継続事業の一括が認可されている場合）.....	5-28
(3)	特例メリット制の適用申告後の保険関係の変更.....	5-28
参考	特例メリット制の適用と中小企業事業主の範囲.....	5-29
VI	その他	6-1
1	帳票入力業務に係る留意事項.....	6-2
(1)	機械処理関係.....	6-2
イ	運用管理.....	6-2
(2)	出力メッセージと事務処理.....	6-3
イ	エラーメッセージ.....	6-3
ロ	継続メリット制算定基礎報告書 削除・論理チェックリスト.....	6-9
ハ	継続メリット制算定基礎報告書データリスト.....	6-12

2 事業場別収支状況検索.....	6-14
(1) 処理概要.....	6-14
イ 継続事業場検索.....	6-14
ロ 有期事業場検索.....	6-14
(2) 事務処理.....	6-14
(3) 更新時期.....	6-14
イ 継続事業場(年3回更新).....	6-14
ロ 有期事業場(毎月更新).....	6-14
(4) 事業場別収支状況検索の記入要領.....	6-15
イ 必要な入力項目.....	6-15
ロ 記入項目と記入要領.....	6-15
(5) 検索方法.....	6-16
イ 入力画面(各種検索共通).....	6-16
ロ エラーメッセージ.....	6-17
(6) 検索結果の出力画面イメージ.....	6-18
イ 継続事業場検索(単年度).....	6-18
ロ 継続事業場検索(当年度・翌年度).....	6-19
ハ 有期事業場検索.....	6-20
(7) 出力内容.....	6-21
イ 継続事業場検索(単年度).....	6-21
ロ 継続事業場検索(当年度・翌年度).....	6-21
ハ 事業分割に係る留意事項.....	6-23
ニ 有期事業場検索.....	6-24
VII 参考	7-1
1 労災保険率表(徴収則別表第1).....	7-2
2 最低労働者数早見表.....	7-3
3 労務費率表(徴収則別表第2).....	7-4
4 継続メリット増減率表(徴収則別表第3及び第3の3).....	7-5
5 一括有期メリット増減率表(徴収則別表第3及び第3の2).....	7-6
(1) 立木の伐採の事業に係る一括有期メリット増減率表.....	7-6
(2) 建設の事業に係る一括有期メリット増減率表.....	7-7
6 有期メリット増減率表(徴収則別表第6).....	7-8
(1) 立木の伐採の事業に係る有期メリット増減率表.....	7-8
(2) 建設の事業に係る有期メリット増減率表.....	7-9

7	メリット収支率の変動範囲についての表(徴収則別表第7)	7-10
8	第一種調整率(徴収則第19条の2)	7-11
9	第二種調整率(徴収則第35条の2)	7-11
10	メリット収支率の分子に算入する額	7-12
11	メリット制適用要件早見表	7-13
12	平成24年改定のメリット増減率の適用時期について	7-15
13	法令の略称	7-16
14	非業務災害率等	7-17
15	都道府県労働局及び労働基準監督署コード表	7-18
16	都道府県労働局及び公共職業安定所コード表	7-21

I 基本的事項の説明

1 メリット制の目的

(1) メリット制の目的

労災保険率は、事業主間の負担の公平性を期するため、事業の種類ごとに災害率等に応じて定められているが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって、個々の事業ごとの災害率には差が認められる。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味において、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率に応じ、

イ 継続事業（一括有期事業を含む。）については、その事業についての事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を連続する3保険年度の最後の年度の次の次の保険年度の労災保険率とすること。

ロ 有期事業については、確定保険料の額を一定範囲内で引き上げ又は引き下げることとしている。

このように労災保険率あるいは確定保険料の額を増減する制度を「メリット制」という。

(2) 継続・有期メリット制事務処理について

メリット制の内容及び事務処理は、事業が継続事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第7条の規定により一の事業とみなされた事業（以下「一括有期事業」という。）を含む。）の場合と有期事業の場合で異なる。そこで、本手引においても、継続事業に係る事務処理と有期事業に係る事務処理を分けて記述する。

2 労働基準行政システム（メリット業務）の概要

(1) システムの目的

労働基準行政システム（メリット業務）は、労働保険適用徴収システムからの適用、徴収情報と労働基準行政システムの各給付業務の入力により蓄積された給付情報を活用し、労働局において行われる継続メリット制、特例メリット制、有期メリット制に係る事務処理の適正化、効率化等を図る。

(2) システムの概要

労働基準行政システム（メリット業務）は、労働保険適用徴収システムからの適用、徴収情報と労働基準行政システムの各給付業務の入力により蓄積された給付情報を機械処理し、メリット制適用後の労災保険率、改定確定保険料等を算出するものであり、併せてデータベースの台帳によりデータを管理し、情報検索としても利用できるものである。

3 端末装置の用語

名 称	内 容
Fat Client	OCR 帳票に記入された手書き文字（カナ文字、数字、記号、ひらがな及び漢字）を光学的に読み取ることで、データ入力を実現する装置である。また、印刷指示を行った際に、厚生労働省労働基準局労災保険業務課（以下「本省業務課」という。）から送信されたデータを所定の用紙に印字する装置である。
Thin Client	労災 AP サーバに搭載される Thin Client アプリケーションを操作する端末である。Thin Client 端末から照会、印刷等の労災業務を行う。
汎用プリンタ	本省業務課から送信された配信データ等を印字するカラーレーザープリンタである。出力専用装置で、両面印刷及びカラー印刷も可能である。

(1) 労働保険番号

イ 府県（2桁）

当該事業場の所在地（労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）委託事業場については、事務組合の主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県をⅦ章 15「都道府県労働局及び労働基準監督署コード表」及びⅦ章 16「都道府県労働局及び公共職業安定所コード表」のコードで示す。

ロ 所掌（1桁）

当該事業に係る労働保険料等の徴収事務の所掌を次のコードで示す。

労働基準監督署が所掌する事業	1
公共職業安定所が所掌する事業	3
昭和47年3月31日までに成立した有期事業及び消滅した事業	9

ハ 管轄(1)（2桁）

当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「監督署」という。）又は公共職業安定所（以下「安定所」という。）を示すコードである。なお、監督署が所掌する事業については、Ⅶ章 15「都道府県労働局及び労働基準監督署コード表」、安定所が所掌する事業については、Ⅶ章 16「都道府県労働局及び公共職業安定所コード表」に示すので参照すること。

ニ 基幹番号（6桁）及び枝番号（3桁）

労働保険番号のうち、個々の事業に与えられる固有の番号の部分で、6桁の基幹番号と3桁の枝番号で構成される。

(2) キャンセル

入力データに不備があり、各種給付台帳に登録されず、データが破棄されることをいう。

キャンセルの場合は、キャンセルメッセージを処理結果画面に出力するので、キャンセルとなった理由を解消した上で再入力すること。

(3) リアル処理及びバッチ処理

入力に対応して計算や台帳への登記等を即時に行う処理がリアル処理であり、即時に行わずに、一定期間経過後にまとめて行う処理がバッチ処理である。

5 台帳

(1) 台帳の種類

名 称	台 帳 の 内 容
継続メリットマスタ	継続事業場に関するメリット情報を管理する台帳
継続事業場収支状況	継続事業場に関する収支状況の明細を管理する台帳
継続基準法相当額台帳	継続事業場に関する労働基準法相当額情報の明細を管理する台帳
年更台帳	事業場毎の年度更新情報を管理する台帳
特例申告書台帳	特例メリット制適用事業場の情報を管理する台帳
有期メリット計算マスタ	有期事業場に関するメリット情報を管理する台帳
有期事業場収支状況	有期事業場に関する収支状況の明細を管理する台帳
有期基準法相当額台帳	有期事業場に関する労働基準法相当額情報の明細を管理する台帳

6 入出力帳票一覧

(1) 入力帳票一覧

帳票種別	帳票名	略称	手引掲載ページ	備考
36104	継続メリット制算定基礎報告書	算定基礎報告書	2-25	
36105	労災保険率特例適用申告書	特例申告書	5-19	
36106	有期メリット制変更報告書	変更報告書	4-20	

(2) 出力帳票一覧

帳票種別	帳票ID	帳票名	略称	出力場所	出力方式	CSV保存	手引掲載ページ
-	MKSKSB01	継続メリット制適用対象 新規・取消リスト	新規・取消リスト	労働局	コマンド 配信	○	2-12
-	MJSJSB02	訂正データリスト（継続メリット制）	訂正リスト（継続）	労働局	コマンド 配信	○	2-16
-	MKTSCB01	継続メリット制算定基礎報告書削除・論理チェックリスト	算定基礎報告書削除・論理チェックリスト	労働局	コマンド 配信	○	6-9
-	MKTSLB01	継続メリット制算定基礎報告書データリスト	算定基礎報告書データリスト	労働局	コマンド 配信	○	6-12
-	MKTMSB01	継続メリット制適用事業場名簿	適用事業場名簿	労働局	コマンド 配信	○	2-19
-	MKTTMB01	労災保険率特例申告事業場名簿	特例適用申告事業場名簿	労働局	コマンド 配信	○	5-26
-	MJSHTB01	労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿	特例申告書入力・変更事業場名簿	労働局	コマンド 配信	○	5-23
-	MGJYJB01	有期メリット制（計算・適用）事業場名簿（1表）	有期メリット制事業場名簿（1表）	労働局	コマンド 配信	○	4-10
-	MGJYJB02	有期メリット制（計算・適用）事業場名簿（2表）	有期メリット制事業場名簿（2表）	労働局	コマンド 配信	○	4-10
-	MGJYSB01	訂正データリスト（有期メリット制）	訂正リスト（有期）	労働局	コマンド 配信	○	4-17
-	-	改定確定保険料決定通知書※	-	本省※ 業務課	センタ 帳票出力		4-14

※有期メリット制変更報告書の入力により作成される改定確定保険料決定通知書は、労働保険適用徴収システムの端末より出力される。

(1) 帳票入力・検索時間

帳票の入力時間は 8 時 30 分～17 時 30 分である。

(2) ブザーの短鳴動

端末装置にはブザーが備え付けられており、システムエラー時等に鳴動する。

Ⅱ 継続事業のメリット制

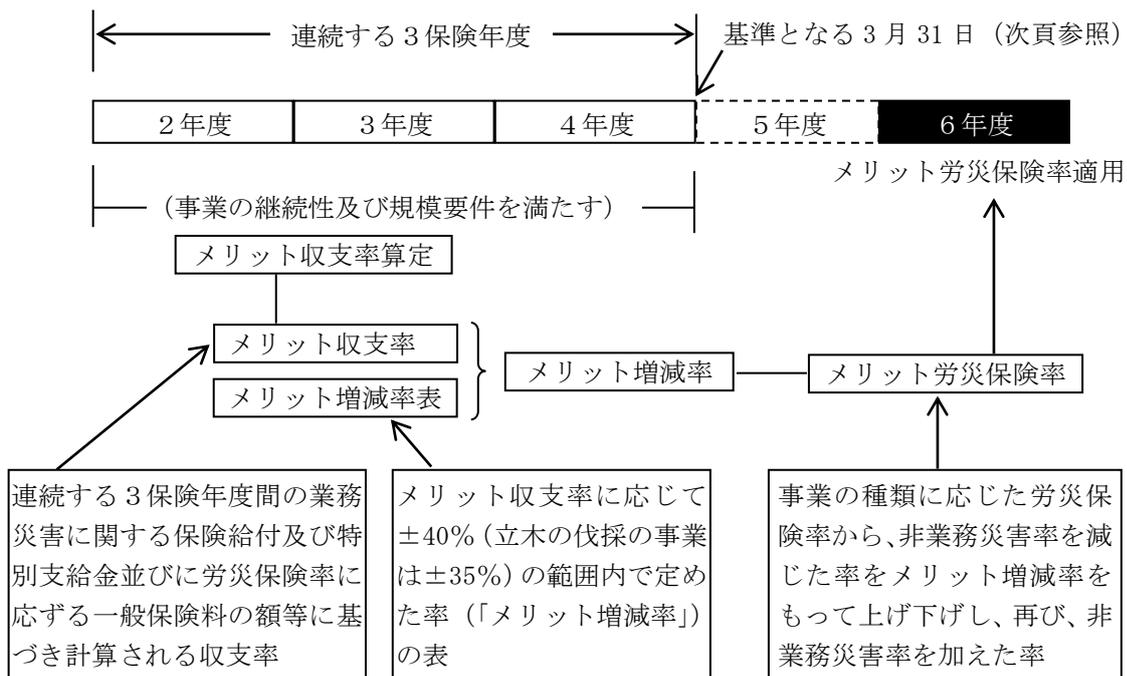
1 継続事業のメリット制

(1) 概要

継続事業（一括有期事業を含む。）におけるメリット制（以下「**継続メリット制**」という。）は、徴収法第12条第3項並びに徴収則第17条から第20条、徴収則別表第3等に規定されている。

継続メリット制は、一定の要件を満たす事業であって、連続する3保険年度の間における業務災害に関する保険給付等と保険料等から所定の方法により計算される率（以下「**メリット収支率**」という。）が、85%を超え又は75%以下であるものについては、当該事業に係る労災保険率（以下「**基準となる労災保険率**」という。）から非業務災害率（労災法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の複数業務要因災害に係る災害率、通勤災害に係る災害率、二次健康診断等給付に要した費用の額及び複数事業労働者に係る給付基礎日額を用いて算定した保険給付の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率）を減じた率を、±40%の範囲内において、メリット収支率に応じて定められた率（以下「**メリット増減率**」という。）だけ引き下げ又は引き上げた率に、非業務災害率を加えた率（以下「**メリット労災保険率**」という。）を、当該連続する3保険年度の最後の保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とする制度である。

【継続メリット制の概要】



(2) 適用の対象となる事業

継続メリット制の適用を受ける事業は、以下に示す「事業の継続性」に関する要件と「事業の規模」に関する要件とを同時に満たしていることが必要である（徴収法第12条第3項）。

イ 事業の継続性

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後3年以上経過していること（徴収法第12条第3項）。

ロ 事業の規模

基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

(イ) 100人以上の労働者を使用する事業であること（徴収法第12条第3項第1号）。

(ロ) 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数（以下「災害度係数」という。）が0.4以上の事業であること（徴収法第12条第3項第2号及び徴収則第17条第2項）。

すなわち、

$$\text{労働者数} \times (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

を満たす事業であること。これは、労働者数が次の数以上である事業と言い換えられる。

$$\frac{0.4}{\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}} \quad \text{を下回らない最小の整数}$$

なお、非業務災害率は平成21年4月1日から1,000分の0.6と定められている（徴収則第16条第2項）。

事業の種類別、保険年度別に、メリット制適用の規模要件を満たす最低労働者数を、VII章2「最低労働者数早見表」にまとめたので参照すること。

(3) メリット収支率

メリット収支率は、基準となる3月31日以前の連続する3保険年度間（以下「メリット収支率算定期間」という。）に支給された業務災害に関する保険給付及び特別支給金と、石綿健康被害救済法における特別遺族給付金の合計額を、労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率）に応ずる部分の額を減じた額の合計額に、第一種調整率を乗じて得た額で除して算出される率であり、その算定式は次のとおりである。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準となる3月31日以前3保険} \\ \text{年度に業務災害に関して支払われ} \\ \text{た保険給付及び特別支給金並びに} \\ \text{特別遺族給付金の額(注1)} \\ \text{ただし、年金たる保険給付その} \\ \text{他厚生労働省令で定めるものはそ} \\ \text{の定めるところによる(注2,3)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給} \\ \text{権者に支払われた遺族特別一時金の額(注4)} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額} \\ \text{一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われ} \\ \text{た額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給} \\ \text{付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{⑤ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給} \\ \text{金の額} \end{array} \right] \times 100 \quad (\text{注5})$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額(労災保険} \\ \text{率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第一種} \\ \text{特別加入保険料の額(第一種特別加入保険料率から特別加入非} \\ \text{業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)} \end{array} \right] \times \text{第一種調整率(注6)}$$

(注1) 特別遺族給付金は、石綿健康被害救済法の規定に基づく、特別遺族年金及び特別遺族一時金である。

(注2) 年金たる保険給付等に係る「業務災害に関する保険給付額」は、次の労働基準法相当額により算定する。

障害補償年金＝給付基礎日額×(障害等級に応じ1,340日分から560日分)

遺族補償年金＝給付基礎日額×1,000日分

傷病補償年金＝療養開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額の合計額

以上の算定方法については、徴収則第18条第2項に規定されている。

なお、特別遺族年金に係る「業務災害に関する保険給付額」は、1,200万円とし、その定義については、石綿健康被害救済法施行規則第5条に規定されている。

(注3) 複数事業労働者に支給される業務災害に係る保険給付又は特別支給金のうち、給付基礎日額又は算定基礎日額を用いて支給額を算定するものについては、災害発生事業場に係る分のみを算定基礎とする。詳細な取扱いについては、本章3「継続事業のメリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い」を参照すること。

(注4) 遺族補償一時金は、労災法第16条の6第1項に定められた支給事由のうち、第2号により支給される遺族補償一時金を指す。

(注5) 分子の「-」は、分子に算入しないという意味である。

(注6) 第一種調整率の具体的な値については、VII章8「第一種調整率(徴収則第19条の2)」を参照すること。

(4) メリット増減率

基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を増減する率(メリット増減率)は、VII章4「継続メリット増減率表(徴収則別表第3及び第3の3)」のとおり、メリット収支率に応じて定まる。

(5) メリット労災保険率

メリット制が適用される保険年度において適用される労災保険率は、基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率をメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率(メリット労災保険率)である。

メリット労災保険率＝

$$(\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

100

(6) メリット計算の端数処理

収支率算定期間 t 年目の

- 確定保険料 = H_t (t=1, 2, 3)
- 非業災減確定保険料 (調整前) = h_t (t=1, 2, 3)
- 非業災減確定保険料 (調整後) = B_t (t=1, 2, 3)
- 給付額 = C_t (t=1, 2, 3)
- 当該事業場に係る労災保険率 = r_t (t=1, 2, 3)
- (メリット適用されている場合は適用後のもの)

当該事業場の適用業種に係る基準となる労災保険率 = R、非業務災害率 = I としたとき、

- $h_t = H_t \times (r_t - I) / r_t$ → 労働保険適用徴収システムにて算出 (小数第 1 位を四捨五入)
- $B_t = h_t \times$ 調整率 (小数第 1 位を切上げ)
- メリット収支率算定式の分母 = $B_1 + B_2 + B_3$
- メリット収支率算定式の分子 = $C_1 + C_2 + C_3$
- メリット収支率 (%) = $(C_1 + C_2 + C_3) / (B_1 + B_2 + B_3) \times 100$ (小数点以下切上げ)
- 非業災減メリット労災保険率 = $(R - I) + \frac{(R - I) \times \text{メリット増減率} (\%)}{100}$
(下線部分は小数第 4 位以下を切捨て)
- メリット労災保険率 = 非業災減メリット労災保険率 + I

(2) 概要

継続メリット制の事務処理の概要は以下のとおりである。これに事業主からの届出に基づく事業分割や特例メリット制等の処理が追加されることとなる。

イ 継続メリットマスタの作成

(イ) 本省における当年度の継続メリット処理については、前年度の適用台帳及び年更台帳より適用要件を具備している事業を把握し、前年度の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を継続メリットマスタに追加登録する。

この際、前年度の継続メリットマスタに登録されていた前年度以前の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を前々年度以前の数値として登録する。ただし、保険給付の額及び特別支給金の額については、当該金額と訂正情報（「基本情報修正票（帳票種別 34501）」等の入力によって、労働保険番号、業通区分及び特定疾病コードを修正した際に作成される給付額の訂正情報（以下「訂正データ」という。）を合算した値とする。訂正データとは、労働保険番号等を修正した際に作成される修正前の保険給付の額及び特別支給金の額に対する相殺情報と、修正後の正しい保険給付の額及び特別支給金の額を指す。訂正データのメリット算入日には、修正前の保険給付の額及び特別支給金の額のメリット算入日と同一の日付が設定される。

(ロ) 前年度の継続メリットマスタに登録され、継続メリット制の適用を受けていた事業が、当年度の処理においてメリット制の適用要件を具備しなくなったもの（「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」非メリット欄にコードが付された事業場）については、都道府県労働局（以下「所轄局」という。）にその適否の確認を求めた上で、当該事業に係るデータを継続メリットマスタから削除する。

(ハ) 当年度新たにメリット制の適用要件を具備する事業については、当該事業に係るデータを継続メリットマスタに登録する。

(ニ) 厚生労働省労働基準局労災保険業務課（以下、「本省業務課」という。）における機械処理により翌年度も引き続いてメリット制の適用があると判断した事業については、継続メリットマスタを更新し確定する。

(ホ) 事業消滅等により翌年度にメリット制の適用がないもの又は適用要件等の変更がある場合は、「継続メリット制算定基礎報告書」（以下「算定基礎報告書」という。）により取消又は変更の報告を行うこと。

ロ 継続メリット制新規・取消リストの審査確認

(イ) 新規にメリット制の適用のある事業

本省業務課において、連続する3保険年度中の各保険年度の適用徴収関係各台帳の内容から、翌年度に新規としてメリット制の適用があると判断した事業については、「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」（以下「新規・取消リスト」という。）に労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに「新規コード」欄に「1」を付して所轄局へ配信するので、「新規・取消リスト」の内容を検討の上、メリット制の適用を受ける事業の場合は、新規にメリット制の適用を受ける事業として確定すること。

また、「新規・取消リスト」の「新規コード」欄と、「非メリット」欄の両方に数字が付されている場合は、「非メリット」が優先されるため、新規にメリット制の適用を受ける事業の場合は「算定基礎報告書」により復活の処理を行うこと。翌年度にメリット制の適用を受けない事業の場合は、処理は不要である。

なお、リストの内容を検討した結果、翌年度にメリット制の適用を受けない事業がある場合は、「算

定基礎報告書」により取消の処理を行うこと。

(ロ) 翌年度にメリット制の適用のない事業

本省業務課において、当年度にメリット制の適用を受けている事業であって、翌年度にメリット制の適用がないと判断した事業については、「新規・取消リスト」に労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに、「非メリット」欄にコード「1」（消滅のもの）、「3」（労働者数又は確定保険料が適用要件を満たさないもの）又は「5」（業種変更によるもの）を付して所轄局へ配信する。

なお、「新規・取消リスト」の内容を検討し適用要件を確認の上、翌年度にメリット制の適用のあるものが含まれている場合は、メリット制適用事業として取り扱うべく「算定基礎報告書」により復活の処理を行うこと。

ハ 訂正データリスト（継続メリット制）の確認

「訂正データリスト（継続メリット制）」には、「基本情報修正票（帳票種別 34501）」等の入力によって、労働保険番号、業通区分、特定疾病コードを修正した際に作成される訂正データを出力する。出力対象は、前年4月から前年9月までの間に作成された訂正データのうち、算入年度が前年度に該当する情報、及び前年10月から当年9月の間に作成された訂正データのうち、算入年度が前年度を含む過去7年度に該当する情報とする。すでに算出済みのメリット収支率については、システム上再計算は行わないので、当該帳票に算入年度が前々年度以前の訂正データが出力されていた場合は、該当年度を算定期間とする過去年度のメリット収支率、確定保険料額等を必要に応じて手作業にて補正する必要があるので留意すること。

ニ 継続メリット制適用事業場名簿の審査確認

「継続メリット制適用事業場名簿」（以下「適用事業場名簿」という。）は、イ及びロの結果と、1月末現在の最新の適用徴収関係台帳により、作成される。

ここに記載されたデータは、後述の「労災保険率決定通知書」の印書に使用される。

したがって、この名簿に修正を加える必要がある場合、修正内容は決定通知書の自動印書には反映されないため、手作業による補正作業が必要となる。

ホ 労災保険率決定通知書の作成

労災保険率決定通知書は、翌年度のメリット労災保険率について厚生労働大臣が決定し、継続メリット制適用事業場の事業主へ通知するもので、本省においてメリット計算処理後印書し、受託者（※）へ送付後、「年度更新申告書」に同封し、原則、受託者から事業主へ通知する。

（※）年度更新申告書発送業務に係る外部委託の受託者（以下、「受託者」という。）

ヘ 継続メリット制算定基礎報告書の入力

イからホまでの処理及び継続メリット制に係る各種の訂正処理は、原則として「継続メリット制算定基礎報告書」（帳票種別 36104）を作成してOCR入力することにより行い、これをもって本省業務課への報告とする。

また、入力後の帳票については、入力局で保管するものとする。

ト 労働保険適用徴収システムとの関連

労働保険適用徴収システムからの労働保険料算定基礎調査等による修正データがシステムに反映されるのは、「業種」、「確定保険料」及び「労働者数」であるので、「メリット増減率」及び「メリット労災保険率」の修正は「算定基礎報告書」により行うこと。

また、「新規・取消リスト」出力後（毎年10月1日以降）に労働保険料算定基礎調査等により修正した場合は、上記のデータ数値はメリット名簿には反映されるが、当該データにより自動的にメリット適用・非適用の判断はなされないため、「新規・取消リスト」によりメリットの適否を判断した上、適宜「算定基礎報告書」の入力を行うこと。

なお、毎年4月1日から9月末までに労働保険料算定基礎調査等による修正入力を行ったものについては、自動的にメリット適用・非適用の判断がなされる。

(3) 事業分割に係る事務処理

事業分割の考え方及びメリット収支率の算定方法等の詳細はⅡ章3の(4)を参照すること。

イ 事業分割届甲票及び乙票の受理

メリット制の適用要件を満たしていた事業の事業主が事業の分割を行う場合は、分割元事業の事業主は事業の分割の概要を記載した**事業分割届甲票**及び**事業分割届乙票**並びに労災保険率決定通知書の写しを分割元事業の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「**所轄都道府県労働局長**」という。）あて提出することとする。

事業分割届甲票及び乙票に記載する事項

(イ) 分割年月日

(ロ) 事業の分割の概要（新設と区別するため、別法人化、事業内容が異なる部門の独立化等を記載させる。）

(ハ) 分割新設事業の名称・所在地・事業の種類・分割元事業の当年度メリット増減率・分割元事業からの移籍労働者数

事業分割届甲票及び乙票を受理した分割元事業の所轄都道府県労働局長は、**確認欄に押印した事業分割届乙票**を事業主に交付するものとする。分割元事業の事業主は、交付された事業分割届乙票を分割新設事業の事業主に回送する。

なお、事業の分割を行おうとする事業主が事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業である場合には、事業主は事業分割届を事務組合を通じて当該事務組合の所轄都道府県労働局長あて提出することとし、所轄都道府県労働局長は、事業分割届乙票を当該事務組合を通じて事業主に交付するものとする。また、分割新設事業が複数になる場合には、分割新設事業ごとに提出するものとする。

ロ 回送された事業分割届乙票の受理

分割新設事業の事業主は、分割元事業の事業主より回送された**確認欄押印済**の事業分割届乙票を、分割新設事業の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して分割新設事業の所轄都道府県労働局長に提出するものとする。分割新設事業の労働保険番号がすでに振り出されている場合は、新規労働保険番号欄に記入して提出する。

なお、分割新設事業が事務組合に委託する場合には、事業主は事業分割届乙票を事務組合を通じて当該事務組合の所轄都道府県労働局長あて提出するものとする。

分割新設事業の保険関係成立届と事業分割届乙票が同時に提出された場合は、事業分割届乙票の新規労働保険番号欄は空欄で提出されるので、振り出した労働保険番号を新規労働保険番号欄に記入すること。

ハ 継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力

事業分割届乙票を受理した都道府県労働局長は、事業の分割が行われた年度に継続メリット制算定基礎報告書を作成し、OCR入力することにより、事業の分割の情報を本省に報告すること。

二 事業分割届乙票の確認印

事業分割届乙票の確認印は、当該乙票が分割元事業の事業主によって分割元事業の所轄労働局に甲票と共に提出されたことを示すものである。確認印押印済みの乙票の提出を受ける分割新設事業の所轄労働局が、分割元事業の所轄労働局と異なることがあることから、確認印の押印を行うことにしている。

(4) 特例メリット制

特例メリット制に係る主な事務として以下のものが挙げられる。

- イ 安全衛生措置実施等の確認
- ロ 労災保険率特例適用申告書の受付
- ハ 特例メリット台帳への登記
- ニ 労災保険率特例適用申告書のOCR入力

特例メリット制の事務処理の詳細については、V章を参照すること。

(ロ) 印書内容

この「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」(以下「新規・取消リスト」という。)は、9月末現在の適用台帳及び年更台帳の内容により作成したもので、各欄の印書内容は次のとおりである。

項 目	内 容	
労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 (注) 当年9月末までの間に、キー変更処理(労働保険適用徴収システムにおいて、「名称、所在地等変更届」により、都道府県を越える移転の処理をした場合を含む。以下同じ。)のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。	
成立年月日	継続メリットマスタに登録されている保険関係成立年月日を印書する。	
業種	継続メリットマスタに登録されている業種コードを印書する。	
労働者数	前々々年度	継続メリットマスタに登録されている労働者数を印書する。
	前々年度	
	前年度	適用台帳に登録されている労働者数を印書する。
確定保険料の額	前々々年度	継続メリットマスタに登録されている確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を印書する。
	前々年度	年更台帳に登録されている確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を印書する。
	前年度	
<p>なお、前年度以前の年更台帳に確定保険料の差額(労働保険料算定基礎調査等による確定保険料の追徴額及び還付額)が登記されているものはその差額と当該年度の確定保険料の額との合算額を印書する。</p> <p>(注1) 前年度以前において当該事業に係る「算定基礎報告書」により確定保険料の額(非業務災害分を除く。)が報告された場合は、その確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を印書する。</p> <p>(注2) 前年度に消滅確定し、事業場の移転報告がされた場合は、当該確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を合算し印書する。</p>		
新規コード	当年度にメリット制の適用のない事業で翌年度新たにメリット制の適用となると思われるものについて、新規コード欄に「1」を付す。	
非メリット	<p>当年度メリット制の適用事業で、翌年度メリット制の適用要件を満たしていない事業について、下記要件により次のコードを付す。</p> <p>当年度の適用徴収台帳に該当事業が登記されていない事業又は</p> <p style="text-align: right;">消滅年月日が登記されているもの …… 1</p> <p>労働者数又は確定保険料の額が適用要件に満たないもの …… 3</p> <p>業種変更のもの …… 5</p> <p>(注1) 港湾荷役関係事業で当年度メリット計算の際に合算処理を行った事業については、当該事業のすべてが消滅した場合にのみ「非メリット」欄にコード「1」を付す。また、港湾荷役関係事業で同一事業主(基幹番号の同一のもの)について事業の種類ごとに枝番号を付しているものは、機械処理により合算処理を行い、適用要件を満たしていれば、各事業ごとの使用労働者数が20人未満のものであっても「非メリット」欄にはコードを付さない。</p> <p>(注2) 「新規コード」及び「非メリット」のコードが同時に付される場合は、「非メリットコード」のコードが優先される。当該事業が翌年度メリット制の適用と成る場合は、「算定基礎報告書」で復活の処理を行うこと。</p>	